

対日投資の促進に向けた 外務省の取組について

平成30年5月17日
外務省提出資料

外務省の取組について

1. 在外公館における取組

(1)体制 : 対日直接投資案件の発掘に係る情報収集体制の強化を図るとともに、案件成立に向けた支援体制の構築を図るため、126の在外公館に「対日直接投資推進担当窓口」を設置(平成28年4月)。

(2)取組 : JETROとも連携しつつ、①具体的な対日投資案件発掘に向けた情報収集、②我が国の規制・制度の改善に向けた情報収集、③現地の経済界との人脈構築、④各種イベントや公館が有する人材を活用した対日投資の呼びかけ等を実施。

- 昨年度(平成29年度)の各公館の活動実績合計は約650件。具体的な取組の例は以下のとおり。
 - ・ 天皇誕生日レセプション等の公館主催行事に出席する大企業幹部や各種経済団体幹部、中央・地方政府要人への対日投資の働きかけ。
 - ・ JETROや現地商工会議所等と連携した対日投資セミナーや、特定の地方自治体への企業誘致を目的としたイベント等を各地で開催。
- 今年度(平成30年度)に実施済、実施予定の取組の例は以下のとおり。
 - ・ 日EU・EPAの機運を捉えたフォーラムを欧州各地で開催(4月フィンランド及びデンマーク、5月(予定)ポーランド、6月(予定)ハンガリー)。
また、JETRO等と連携し、対日投資セミナーを各地で開催予定(4月にはチェコで実施済)。日本市場進出の魅力について発信。

2. 外交リソースを活用した取組

(1)外交日程を活用した政府要人によるトップセールス

- 平成29年9月には、国連総会出席のために安倍総理がニューヨークを訪問した機会を捉えて開催された「米国CEO懇親会」や、ニューヨーク証券取引所での経済スピーチにおいて、日本への投資を呼びかけ。

(2)国際約束の締結による投資環境の整備

- 各国との経済連携、双方向の投資を促進すべく、投資関連協定(投資協定及び投資章を含む経済連携協定)の締結交渉に積極的に取り組んでいる(2018年5月時点、46の国・地域をカバー(発効済41本、署名済・未発効4本)。交渉中(24本)のものも発効すると83の国・地域をカバー。)
- 租税関連条約等(70本、123の国・地域)、社会保障協定(17本)の締結を通じて、外国企業の我が国への投資環境を制度面で整備。

外務省の取組について

3. 日本国内における取組

(1) 対日投資セミナーの開催 : 日本国内においても、関係省庁やJETRO等の協力を得て、外務省主催で対日直接投資の促進に資するセミナーを開催。今年度も、地方への投資誘致をテーマの一つとして対日投資セミナーを開催する予定。

【具体例】 日米欧ビジネス・セミナー(平成29年3月27日)

➤ 外務省主催(内閣府・経産省・日本国際問題研究所・ジェトロ共催)で開催。日米欧における一層の投資拡大をメインテーマとして、日米欧の経済の動向や投資拡大の展望、日本におけるビジネス環境改善の取組と課題、地方への投資のメリット等について、有識者、日本に進出している欧米企業関係者、欧米企業とビジネスを展開している日本企業関係者、駐日商工会議所関係者、政府・地方自治体関係者等約160名が参加。

(2) 地方自治体との連携 : 地方自治体と連携して実施する国内での各種イベントを通じて地方の魅力を発信することにより、対日投資の誘致に寄与。

【具体例】 地域の魅力発信セミナー(平成20年以降、計23回開催)

➤ 地方自治体等と協力して、駐日外交団等に、地方の観光、産業、投資、企業誘致等の政策や魅力をPRするセミナー。

【具体例】 地方創生支援飯倉公館活用対外発信事業(平成27年以降、計14回開催)

➤ 地方自治体の首長と共催で、駐日外交団等を飯倉公館に招き、地方の多様な魅力を内外に発信する事業。

(3) 高度外国人材の育成・活用 : ODA等を活用した「イノベーティブ・アジア」事業では、アジアの高度人材の育成及び環流の促進を通じて、日本のイノベーション活性化や日本と各国の紐帯強化に寄与。

4. その他の対日投資促進取組

「企業担当制」(5つ目の約束)への積極的参画

➤ 本制度を活用した対象企業による担当副大臣との面会に、外務省からも副大臣又は大臣政務官が同席(制度開始以降の政務同席は計7回)。